

伊陸小学校いじめ防止基本方針

(改訂 令和6年4月)

令和6年4月

柳井市立伊陸小学校

目 次

第1 いじめ防止等に係る基本的な考え方

- 1 いじめとは
 - (1) いじめの定義
 - (2) いじめの構造、特徴
- 2 いじめの対応に関する基本的考え方
 - (1) 市・学校・家庭・地域総がかりの取組の推進
 - (2) 対応の視点
- 3 伊陸小学校いじめ問題対策協議会の設置と学校運営

第2 いじめの防止等のための具体的な取組

- 1 未然防止（いじめの予防）
 - (1) 生徒指導・教育相談の充実・強化
 - (2) すべての学校教育活動を通した取組
 - (3) 「いじめ対策組織」による組織的取組
 - (4) 家庭・地域との連携
- 2 早期発見（把握しにくいいじめへの対応）
 - (1) 早期発見に係る体制
 - (2) いじめの早期発見に向けた具体的な取組
 - (3) 家庭・地域との連携
- 3 早期対応（現に起こっているいじめの対応）
 - (1) 管理職を中心に外部専門家と連携した校内指導体制の確立
 - (2) 対応する上での留意点
 - (3) インターネットや携帯電話等を利用したいじめ（ネットいじめ）への対応
 - (4) 教育相談の在り方
 - (5) 保護者との連携
 - (6) 地域・関係機関との連携
- 4 重大事態への対応（生命、心身または財産に重大な被害が生じたいじめへの対応）
 - (1) 重大事態とは
 - (2) 重大事態への対応
 - (3) 調査委員会の設置
 - (4) 自殺の背景調査について
 - (5) 再調査について
 - (6) 留意すべき事項
- 5 いじめ防止・根絶に向けた10の取組
- 6 取組の年間計画

第1 いじめ防止等に係る基本的な考え方

1 いじめとは

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう（同法第二条第一項）。「いじめ防止対策推進法 平成25年9月施行」

(2) いじめの構造、特徴

- いじめは、「どの子供にも、どの学校にも起こりうる」との認識をもつことが重要である。
 - ・ いじめる児童生徒といじめられる児童生徒は、入れ替わりながら被害も加害も経験している。
 - ・ 暴力を伴わないいじめであっても、いじめに軽重をつけることなく丁寧に対応することが重要である。
- いじめは「四層構造」となっている。
 - ・ いじめを受けている児童生徒から見れば、周りではやしたてる児童生徒（観衆）も見て見ぬふりをする児童生徒（傍観者）も「いじている人」に見える。
 - ・ 四層構造を念頭に置き、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにすることが必要である。

いじめられている者（被害者）			
いじている者（加害者）			
周りではやしたてる者（観衆）			
見て見ぬふりをする者（傍観者）			

2 いじめの対応に関する基本的な考え方

(1) 市・学校・家庭・地域総がかりの取組の推進

- いじめの問題への対応は、人間社会から差別や偏見等を一扫することにつながる。
- 安心・安全な社会づくりに寄与するためにも、市・学校・家庭・地域総がかりでいじめ問題への取組を推進する必要がある。

学校において

- ◇朝の会こそ子ども理解の第一歩
- ◇休み時間に子ども観察
- ◇帰りの会には笑顔で下校

家庭・地域において

- ◇アンケートや連絡帳で学校へ
- ◇子ども情報を学校へ

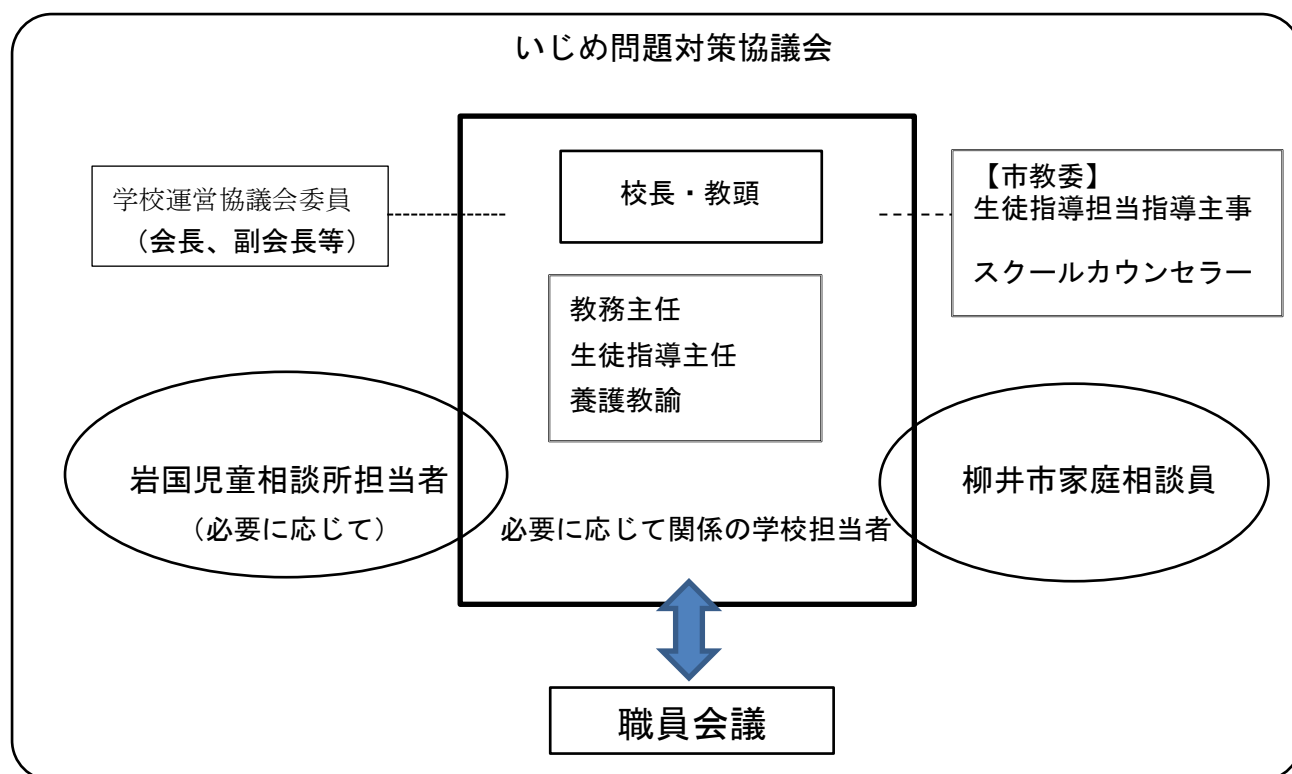
関係機関との連携

- ◇学校以外の相談窓口
 - ・ 子どもの人権 110 番
 - ・ いじめ 110 番

(2) 対応の視点

- いじめは、「いじめは絶対に許されない」「どの子どもにも、どの学校にも起こりうる」との認識の下、全教職員はもとより、家庭・地域との連携を密にして、以下の4点を対応の視点として、いじめ問題への取組を推進する。
 - ・ 未然防止【いじめの予防】
 - ・ 早期発見【把握しにくいいじめへの対応】
 - ・ 早期対応【現に起こっているいじめへの対応】
 - ・ 重大事態への対応【生命、心身又は財産に重大な被害が生じたいじめへの対応】

3 伊陸小学校いじめ問題対策協議会の設置と学校運営



- 会の開催
 - ・ 定例会 (年1回開催 山口県『いじめ防止・根絶強調月間』に合わせ、10月に開催)
 - ・ 臨時会
(重大事態の発生、又は構成員から開催要望があった場合、学校長の判断で開催を決定する)
- 会の成立及び議案について
 - ・ 協議会における議案は、生徒指導主任により取りまとめ提案する
 - ・ 協議会は、構成員の2/3の参加又は委任状をもって、成立とする。また、議案の成立も同様とする
- 会における決議について
 - ・ 本協議会において決議された議案は、直ちに柳井市教委及び関係の教員に通知し、本協議会の指導のもと、各担当者が速やかな対応をとることができるようにする
- 会の指導について
 - ・ 本協議会において決議された議案に係る内容で、指導等が必要な場合は、本協議会の構成員が直接指導に当たるものとする
 - ・ 本協議会は、決議された議案に係る対応等が、関係者において迅速かつ的確に行われているかどうか、経過観察と指導を行うとともに、経過評価を行うものとする。

<具体的な役割>

◇学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・改善

◇いじめの相談・通報の窓口

◇いじめの疑いに関する情報や子どもの問題行動に係る情報収集と記録、共有

◇いじめ情報があった時は、緊急会議を開き、いじめの情報の迅速な共有、事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者連携等の対応を組織的に実施

第2 いじめの防止等のための具体的な取組

1 未然防止【いじめの予防】

(1) 生徒指導・教育相談の充実・強化

○ いじめの問題を解消するためには、開発的・予防的な生徒指導の推進を図る。

ア 教職員の資質能力の向上

- ・ 積極的に校内研修会（事例研究、教育相談等）を実施する。
- ・ 教職員自身が人権意識を高め、体罰や言葉による暴力を絶対に行わない。

イ 児童理解の会のもち方（教職員間の情報共有）

- ・ 問題行動等の報告・対応にとらわれず、いじめの問題に対する取組等を検証・改善を図る場とする。
- ・ 各分掌・各学年と情報共有を図りながら、定期的を開催する。

ウ 教育相談体制の確立

- ・ すべての児童生徒の能力を最大限に発揮できるように、開発的な援助の機能を重視する。

エ 児童生徒の行動観察

- ・ 給食（昼食）時、休憩時間、清掃活動等、できるだけ児童生徒とふれあう機会を増やし、児童生徒の行動を観察すると同時に、信頼関係をつくる。

オ 児童生徒の心の理解

- ・ 日常の行動観察や日記、生活アンケート、相談カード、「Fit」等客観テスト等を通して、児童生徒たちの心を理解するよう努める。

カ 校種間連携・家庭・地域社会・関係機関との連携

- ・ 開かれた学校づくりに努め、異校種間・家庭・地域社会・関係機関と一体となった学校運営を行う。

○ 児童と向き合う時間を確保する

- ・ 学校業務改善を推進し、多忙化解消を図る。

(2) すべての学校教育活動を通した取組

○ 児童生徒の自治的な児童会活動、学級活動等を通して、他者の考え等を尊重しながら、自分の考えを発言し合えるようにする。

○ 様々な体験活動を通して、児童生徒が魅力を感じ、楽しい学校になるよう、絆づくり・居場所づくりに努める。

ア 各教科・総合的な学習の時間

- ・ 児童生徒と教職員相互の信頼関係により、教育効果を高める。
- ・ 教員は授業の中で児童生徒の考えや意見を引き出し、それを大切にしていって授業づくりを行う。
- ・ 認め合ったり支え合ったりできる授業の雰囲気づくりを行う。

イ 道徳

- ・ 道徳の授業で「いじめ」に関わる題材を扱うときには、学校や学級の実態に即して選ぶ。
- ・ 道徳の授業を通して、「いじめを見抜く」「いじめを許さない」「いじめを傍観しない」などの心情や態度が育成されるよう支援する。
- ・ いじめ問題を取り扱うことは人権教育とも深く関わっており、人権意識を高めたり人権感覚を磨いたりする絶好の場とする。
- ・ いじめが背景にあるとする自殺が社会問題化していることを踏まえ、「人間尊重」「生命に対する畏敬の念」等についても、触れていく。

ウ 特別活動等

- ・ 学級活動をはじめ、学校行事、児童会及びクラブ活動において、一層主体的に取り組める

ような場を設定する。

- ・ 他者との協力の大切さを感じ、成し遂げる喜び等の体験を通じて、自分とは違った他者の価値を認める集団規範づくりに努める。
- 規範意識の醸成に向けた取組
いじめの未然防止のため、児童生徒の規範意識を醸成する取組は重要である。そのため、「きまりを守る」「節度ある生活をする」「礼儀正しく人と接すること」について、児童生徒の心身の成長の過程に即した重点的かつ具体的な取組を行う。

○ いじめ防止根絶・強調月間の取組

毎年10月は「いじめ防止根絶・強調月間」になっており、各校におけるいじめ防止・根絶に向けた取組の徹底を図る。

(3) 「いじめ問題対策組織」による組織的取組

- 「いじめ問題対策会議」には、いじめの防止等の取組について、日常的に評価・検証していく。
- 素早く全教職員へ情報共有が図られる体制づくりを行う。
- 学校における様々な取組をいじめの未然防止の視点から捉え直し、主体的かつ機動的な組織となるよう、位置づける。

(4) 家庭・地域との連携

- いじめの問題は、学校と家庭・地域社会との緊密な連携の上に、協働して解決を図る。
- さらに学校を家庭・地域社会に開かれたものにしていく。
- 家庭・地域社会から寄せられるいじめ等の情報に対し、学校は誠意のある対応を行う。

ア 保護者との連携

- ・ 日頃から、いじめの問題に対する学校の姿勢を機会あるごとに家庭に示し、いじめに対する認識を深め、協働して取り組む。

イ 地域社会との連携

- ・ 日頃の学級・学校での生活の状況等について、家庭・地域社会に定期的に提供する。
- ・ 育友会はもとより、関係諸機関とともに、いじめの問題の解決に向けて地域ぐるみで取り組むようにする。
- ・ 日頃から地域の相談窓口や関係機関とも連携を図り、学校を中心とした地域の情報ネットワークを構築する。

2 早期発見【把握しにくいいじめへの対応】

(1) 早期発見に係る体制

- いじめは、外から見えにくいことが多く、全教職員が連携・協力して指導を行う。
 - ・ 学級担任だけでなく、教科担当教員、副担任等との連携を密にする。
 - ・ 生徒指導主任、学年主任、保健主任はもとより養護教諭、学校事務職員、スクールカウンセラー（以下、SCという）等、全ての教職員が関わる連携体制を確立して、日頃から学校生活全体をきめ細かく把握することに努める。
 - ・ 学校評価、授業評価、短い間隔で実施する生活アンケート等により、児童生徒、保護者等の実情を把握し、日常的にいじめ問題への取組について見直しを図る。
 - ・ 児童生徒の多面的・多角的な情報収集・実態把握に努め、すべての教職員で共有を図る。
 - ・ 教育相談担当教諭・養護教諭を生徒指導に関する校内組織に加えるなど、校務分掌上適切に位置付け、SC等の専門家と緊密な連携を図る。

(2) いじめの早期発見に向けた具体的な取組

- 何よりも大切なことは、児童生徒や保護者・地域等に、全教職員が「いじめは人間として絶対に許されない行為である」「いじめられている児童生徒を必ず守り通す」といった、毅然とした

姿勢を日頃から示しておくことが肝要である。

- 児童生徒との信頼関係に基づき、絆やつながりを深める、心の教育を推進し、指導の徹底を図る。
 - ・ 1日の時程表を見直すなどして、児童生徒とのふれあいの時間を確保する。
 - ・ 日常の行動観察や日記、生活アンケートや「Fit」等客観テストの実施等により、内面の変化をとらえる。
 - ・ いじめが潜在化、偽装化していることから、日常の対話や遊びなどを通して児童生徒が発するサインを鋭くキャッチする。
 - ・ 平素から、児童生徒に寄り添い、些細なことでも相談しやすい環境づくりに心掛けるとともに、日常的に機会をとらえて声かけを行う。
 - ・ 短い間隔での生活アンケートや「Fit」等客観テスト等を活用した個別の教育相談を実施する。
 - ・ 教育相談室等で他の児童生徒のことを気にすることなく、落ち着いた雰囲気の中で相談できるように努める。

(3) 家庭・地域との連携

- 保護者懇談会等においては、開催時間や開催場所を見直し、多くの保護者が参加しやすいように工夫する。
 - ・ 学校評価等を活用し、保護者の生の声を課題把握に生かし、学校及び組織の活性化を図る。
 - ・ 地域にある商店やコンビニエンス・ストア、自動販売機の周辺、ゲームセンター等、児童生徒がよく立ち寄る場所については、組織的な巡回指導等を行う。
 - ・ 種々の地域活動において学校が中心となり、いじめ問題に関わる広報・啓発活動を行う。
 - ・ 地域行事や各種の催事などに児童生徒の積極的な参加を促す。

3 早期対応【現に起こっているいじめ問題への対応】

(1) 管理職を中心に外部専門家と連携した校内指導体制の確立

- 迅速・的確かつ組織的に対応する。
- いじめ対策組織にSCやSSW等の専門家を加え、早期解決に資する取組をより実効的に行う。
- 必要に応じて、外部専門家の活用も想定する。
- いじめは、学校として情報の共有等を基に、全校体制でいじめの解消に向けた取組を推進していく。
 - ・ 事実関係の確認…いじめの疑いがあつた（あるいは申し出等があつた）場合、日常の行動観察や聴き取り等により、状況等の詳細を確認する。
 - ・ 「いじめ問題対策会議」を開き、協議する。（場合により、職員会議の開催）
 - ・ いじめられている児童生徒への対応…信頼関係にある教職員が担当する。
 - ・ いじめている児童生徒への対応…複数の教職員（生徒指導主任等を中心に役割分担を決める）が担当する。
 - ・ 周囲の児童生徒（観衆・傍観者）への対応…複数の教職員（該当学年教員等を中心とする）が担当する。
 - ・ いじめられている児童生徒の保護者への対応…学級担任が主に担当するが、必要に応じて、管理職等複数で誠意をもって対応する。
 - ・ いじめている児童生徒の保護者への対応…面談の目的・役割・分担・対応の実際等、事前に協議した上で、担任・管理職・生徒指導主任等の複数で対応する。
 - ・ 育友会等への働きかけ（必要な場合）…校長・教頭が担当する。
 - ・ 教育委員会、関係諸機関との連携…校長・教頭・生徒指導主任が担当する。

(2) 対応する上での留意点

- いじめられている児童生徒への対応

- ・ 「絶対に守り通す」との姿勢を示し、全教職員で支え・守ることを約束する。
 - ・ 本人の要望等を聴き取りながら、学校生活の様々な場面で、自信を回復させ、精神を安定させていくことに努める。
- いじめている児童生徒への指導
- ・ 当事者だけでなく周りの児童生徒からも詳しく事情を聴き、実態をできる限り正確に把握する。
 - ・ 自分の言動で相手にどれほどの深刻な苦痛を与えたか認識させ、内省を促す。「説得より納得」が重要である。
 - ・ 叱責や注意ばかりでなく、なぜそのような行為に走らざるを得なかったかという背景についても、本人の話に十分耳を傾け、心情をくみとる。
- 周りの児童生徒（観衆・傍観者）への指導
- ・ 周りではやし立てる観衆・知らん顔をしている傍観者への指導は、いじめ問題の解決に向けて重要なキーポイントになる。
 - ・ もし、いじめを見たら、制止するか、それができなくても教職員に申し出るように働きかけていく。このような中で、いじめを報告してきた児童生徒があれば、その勇気と態度を称賛し、その後、これを言ったためにその児童生徒が仕返しを受けないように、秘密を厳守するなどの配慮が必要である。
- いじめのアフターケア
- ・ 一旦「いじめがなくなった」ように見えても、さらに偽装化し、陰湿化していじめが継続している場合もあるため、いじめを「やめること」と「なくなること」は違うとの認識が重要である。
 - ・ 関係児童生徒の事後の様子を継続的に注視し、寄り添った対応が不可欠である。
- (3) インターネットや携帯電話を利用したいじめ（ネットいじめ）への対応
- インターネット上の掲示板、チャット、コミュニケーションアプリ上での誹謗中傷、他人批判、他者の個人情報の流出等のネットいじめについても、基本的な対応は同様である。
- いじめられている児童生徒等からの申し出を状況確認する過程で、実際に掲示板やアプリ上の書き込み等を確認することが重要である。
- 具体的な対応策を提示し、可及的速やかに対応することで、被害の拡大を最小限に抑える必要がある。
- (4) 教育相談の在り方
- いじめられている児童生徒の心のケア、いじめている児童生徒の内省を促す支援等については、教育相談機能の充実が不可欠である。
- 教職員の教育相談に係る資質能力向上はもとより、臨床心理に関して専門的な知識・技能を有するＳＣと連携した個別支援が必要である。
- いじめている児童生徒がいじめの行為に至った背景に、保護者の身体的虐待や養育放棄、経済的問題等が起因することもあるため、生活の基盤の立て直しに向けたＳＳＷによる保護者等への個別支援について、積極的な活用を図る。
- ・ いじめられている児童生徒に対しては、精神的な辛さや苦しさにも全面的に共感し寄り添う。
 - ・ いじめている児童生徒に対しては、「いじめは、人間として絶対に許されない行為である」との認識に立ち、毅然とした態度で指導することが大切であるが、いじめの動機やその原因となった心理的な問題に焦点を当てた指導が必要である。
- (5) 保護者との連携
- より高い専門性が必要な場合は、積極的にＳＣやＳＳＷを活用する。
- ・ 特に、いじめている児童生徒・保護者がいじめの事実を認めない場合や、保護者が第三者的な立場の者の同席を望む場合など、ＳＳＷを活用した支援を検討する。

- ・ 解決のために、「学校で行うこと」、「家庭でできること」をはっきりさせ、協力を求める。
- (6) 地域・関係機関との連携
- 学校と地域との連携
 - ・ 開かれた学校づくりに努め、いじめの解決に当たっては、地域からの積極的な協力を得る。
 - ・ いじめに関する連絡・情報があつたときは、迅速に事実関係を確認し、事実の確認、指導・対応の後には、情報提供者に必要事項を報告する。
 - 学校と関係機関との連携
 - ・ いじめの早期解決のため、教育相談機関等の関係機関との積極的な連携・協力を行う必要がある。
 - ・ 平素から所轄警察署等と連携を図り、必要に応じて、協働して対応する。

4 重大事態への対応【生命、心身または財産に重大な被害が生じたいじめへの対応】

(1) 重大事態とは

- 次に掲げる場合を、法により「重大事態」という。

- | |
|---|
| 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。 |
|---|

- 「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。

例えば、

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童生徒が自殺を企図した場合 ・ 身体に重大な障害を負った場合 ・ 金品等に重大な被害を被った場合 ・ 精神性の疾患を発症した場合 |
|--|

などのケースが想定される。

- 「相当の期間学校を欠席すること」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、その目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。
- また、児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあつたときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

(2) 重大事態への対応

学校の設置者又はその設置する学校は、速やかに組織を設け、事実関係を明確にするための調査を行うとともに、必要な対応を迅速・的確に行う必要がある。

- 重大事態が発生した場合は、設置者である教育委員会を通じて市長へ、報告する。
- いじめられている児童生徒の立場に立って、いじめから守り通すため、保護者と十分に連携を図り、必要があれば児童生徒への弾力的対応を検討することが必要である。
- いじめられている児童生徒を守るため必要があれば、毅然とした厳しい対応が求められる。
- その際には保護者の理解を十分得ながら、教育的配慮の下に適切に指導していくことが求められる。
- 事前に保護者とも十分に話し合いを重ね、保護者の理解・協力を得ながら、教育委員会とも協議

をし、対応していくことが肝要である。

- 適切に関係機関との連携を図る必要がある。

(3) 調査委員会の設置

- 学校の設置者又はその設置する学校が、重大事態であると判断したときは直ちに学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うこととするが、学校の設置者は学校に対し適切な支援を行い、場合によっては学校の設置者において調査を実施する。
- 学校の設置者又はその設置する学校は、事前に県教委が委嘱しているF R（ファミリー・リレーションシップ）アドバイザー（弁護士・精神科医・臨床心理士・社会福祉士・人権擁護委員等からなる専門家）を構成員として、調査を実施することができる。
- 調査は、事実関係を可能な限り網羅的に明確にすることを通して、当該事案への対応や今後の再発防止に資することを目的とする。
- 学校の設置者又は学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係を適切に説明する。
- 地方公共団体の長等は、重大事態の報告を受けた後、必要があれば調査組織を設置して、学校の設置者又は学校による調査の結果について調査を行うことができる。その結果は議会に報告する。

(4) 自殺の背景調査について

- 児童生徒の自殺という事態が起こった場合の背景調査については、「子どもの自殺が起きたときの調査の指針」（平成23年3月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）に即して対応する。
- 遺族の心情に寄り添い、要望や意見等を十分に聴き取りながら、知り得た情報等を丁寧に提供していく。
- 遺族がより詳しい調査を望む場合、学校の設置者又はその設置する学校は、必要に応じて、公平・中立且つ総合的に分析・評価を行う中立的な立場の調査委員会を設置する。
- その際、事前に子どもの自殺等に係る研修を積んでいる専門家グループ（弁護士・精神科医・臨床心理士・精神保健福祉士）を構成員として、調査等を実施する。

(5) 再調査について

重大事態に係る調査結果の報告を受けた市長は、当該重大事態と同種の事態の発生防止のために、必要があると認めるときには、調査の結果について調査(以下再調査)することができる。調査にあたる委員は、当該いじめ事案の関係者と直接人間関係又は特別な利害関係を有する者でない者(第三者)を選考し、再調査を行う機関は首長部局に設置することとする。

また、市長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、その権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対応又は当該重大事態の発生の防止のため、必要な措置を講ずるものとする。

(6) 留意すべき事項

- 専門家等による調査を実施する際には、学校は、調査委員会等に積極的に資料提供する。
- アンケート調査や児童生徒への聞き取り調査等の実施の要請に対して、協力し、たとえ不都合な事実があったとしても、真摯に向き合っていこうとすることが重要である。

- 児童生徒や保護者等の心のケアを最優先としながら、安心・安全な学校生活を取り戻し、学校機能の回復に努めていかなければならない。

5 いじめ防止・根絶に向けた１０の取組

- (1) 「いじめは絶対に許されない」ことを全ての教職員が毅然とした態度で示すと共に、徹底して教える。
- (2) 「絆」と「居場所」のある学校・学級づくりをめざす。
 - ・「きまり」「節度」「礼儀」といった規範意識を重点的・系統的に指導する。
- (3) 学ぶ楽しさ・分かる喜びが実感できる授業による学力の定着をめざす。
 - ・授業づくりにより自己・他者肯定感を高める。（授業で生徒指導を）
- (4) 児童主体の活動を充実させる。
 - ・学校行事、特別活動等で児童の主体的活動を取り入れ、いじめ問題等を自分のこととして考え、話し合わせる。
 - ・クラス目標の設定や設定した目標を自己の振り返りとする。
- (5) 子どもにとって、優しい環境をつくる。
 - ・学校が安心して過ごせる場所となるように、環境の整備を徹底する。
- (6) 生活アンケートを確実に実施し、子どもの実態を把握する。
 - ・週１回（木曜日）の生活アンケートを確実に実施すると共に、保護者等の連絡も含め、教職員全員で情報の共有を行う。
 - ・文科省・県教委作成資料等を活用した校内研修を実施し、教職員のいじめ認知力・対応力を向上する。
- (7) 学校の教育相談体制を充実させる。
 - ・ＳＣやＳＳＷ等の専門家と連携し、個別の教育相談を児童や保護者に応じた支援につなげる。
- (8) 情報を集約・共有する体制を構築する。
 - ・問題が生じた場合は、情報を一括管理し、時系列に記録に残す。
- (9) 育友会や学校運営協議会と連携し、家庭・地域とともにいじめについて考える。
 - ・いじめの現状や学校の対応について説明し、「家庭・地域で何ができるか」について話し合う。
- (10) ネット・携帯電話・通信型ゲーム問題へ取り組む。
 - ・正しい使い方等について、関係機関から教職員研修や保護者対象の「情報モラル研修会」を実施する。
 - ・保護者へ「家庭のルール」づくりと確実な実施をお願いする。

6 いじめを防止するための年間計画

月	学校行事・児童の活動	学校の取組	備考
4	なかよし集会 (1年生を迎える会)	毎週1回の <u>生活アンケート</u> 「いじめ防止基本方針」の全教職員共通理解 学級懇談会 家庭訪問	年8回のスクールカウンセラー来校(柳井中へ日時の申請)
5	教育相談の実施 宿泊学習(5年) 連合大運動会	毎週1回の <u>生活アンケート</u> 児童理解の会(情報共有、共通理解)	SC訪問予定
6	あいさつ運動 伊陸地区学校・福祉連絡協議会	毎週1回の <u>生活アンケート</u> 個別の教育相談 児童理解の校内研修	SC訪問予定
7	終業式 小中連携研修会	毎週1回の <u>生活アンケート</u> カウンセリング 各校との情報共有	SC訪問予定
8	街頭補導	児童理解の校内研修 いじめ対策会議	SC訪問予定
9	夏休みのくらしの反省 あいさつ運動	毎週1回の <u>生活アンケート</u> 児童理解の会(情報共有、共通理解) カウンセリング	SC訪問予定
10	教育相談の実施 人権参観日 修学旅行(6年生)	毎週1回の <u>生活アンケート</u> 児童理解の会(情報共有、共通理解) いじめ防止・根絶強調月間 個別の教育相談 カウンセリング 校内いじめ問題対策委員会	SC訪問予定
11	合同社会見学	毎週1回の <u>生活アンケート</u> 児童理解の会(情報共有、共通理解)	
12	終業式 街頭補導 縦割り班活動	毎週1回の <u>生活アンケート</u> 児童理解の会(情報共有、共通理解) GHP・アンケート(6年) いじめ問題対策協議会の開催 助け合う子どもの育成	SC訪問予定
1	始業式 冬休みのくらしの反省	毎週1回の <u>生活アンケート</u> 児童理解の会(情報共有、共通理解)	
2	教育相談の実施 縦割り班活動 伊陸地区学校・福祉連絡協議会	毎週1回の <u>生活アンケート</u> 6年児童個人面談 児童理解の会(情報共有、共通理解) 助け合う子どもの育成 個別の教育相談	SC訪問予定
3	6年生を送る会 卒業証書授与式 修了式 チャレンジ目標の反省	毎週1回の <u>生活アンケート</u> 児童理解の会(情報共有、共通理解) チャレンジ目標の反省と課題	

※ いじめが発生した場合の対応は、共通理解を図りながら組織として対応していく。